

# 民法演習 はじめて解いてみる16問

岩川隆嗣 = 大塚智見 = 小峯庸平 = 瀬戸口祐基

**担当編集から** 民法の試験は本当に難しいと思います。初見の事例問題を読んで、これまで習った知識を自力で組み合わせ、法学特有の型にそった答案を時間内に書き上げる。こんな高度な要求をするのに、大学で「解き方」を教わることは珍しく、自習しようにも高校までのような参考書や問題集ありません(資格試験用の演習書はたくさんあるのですが)。

そこで、1年生から4年生までの民法(財産法)全科目で、ぶっつけ本番を回避して、出題範囲に合った問題を練習できる、はじめての演習書を作りました!

本書の冒頭では、事例問題の基本となる法律関係を復習し、問題の読み方・答案の書き方の鉄則を伝えます。各実践問題では、「問題&解答のPoint」を先出しして解説し、一部に答案構成ノートと答案例を付けています(残りはWeb掲載)。いきなり自分で書くのは難しい、答案の方針が適切か確かめたい、というときにぜひ参照してください。

LS未修生やいざ資格試験に挑む方にも、心強い味方になるはずです。(O/K)

## 民法演習 はじめて解いてみる16問

岩川隆嗣 大塚智見  
小峯庸平 瀬戸口祐基 著

Civil Law Seminar:  
16 cases & questions  
for beginners

答案例  
つき

1年生から4年生、ロー生までずっと使える  
典型・頻出論点の書き方がわかる!

事例問題では  
何を答えればよいのか?



詳細を  
見る



レベル - 用途 - 対象 -  
初級 学習 学部 LS

2024年10月発売/188頁/定価2090円(税込)  
A5判/並製

**Point** (Webとあわせて)全問答案例つき。4年間(+法科大学院)通して使えて、サラッと解けるようになる!

### 01 意思表示の解釈と錯誤

岩川隆嗣

目次  
1 契約の成立  
2 錯誤の区別  
3 錯誤: 動機の錯誤

ISBN: 978-4-12-114-140-8  
LQ: 123-130, 167-182頁  
A5判: 156-157, 164-165, 247-263頁

**問題**  
Aは、自らの事業で用いる機械を1台、代金100万円とするつもりで、B社に発注を行った。しかし、Aは誤って、注文票に発注数を11台と入力していた。この注文票を受領したB社は、注文を了承する旨を通知し、Aに対し代金1100万円を請求した。  
(問1) このとき、AB間で機械11台・代金1100万円の売買契約は成立しているか。  
(問2) 成立するとして、Aは錯誤を理由として、当該契約の意思表示を取り消すことができるか。

**問題&解答のPoint** Bの請求は、機械11台分の売買契約(555条)の成立を前提に、その売買契約から発生する1100万円分の代金債権を根拠とするものである。しかし、Aは1台・100万円分で機械を発注する意思を有しており、11台・1100万円分で発注する意思は有していなかった。  
問1は、まず、このような経緯でAとBとの間で締結された11台・1100万円分の機械の売買契約は、そもそも成立したといえるのかを問うものである。問2は、仮に成立するとして、Aの意思表示は、錯誤(95条1項1号)により取り消しうるものとならないか、を問うものである。本問で問題となる錯誤の要件は、原則的に、①錯誤が存在すること(95条1項1号)、②錯誤に因果関係と重要性が認められること(同)、③Aに重大欠が存在しないこと(95条3項1号)の3つである。本問では、これらの要件の充足を手探りに検討することが求められる。

**答案例**  
まずは全体に共通する問題の所在を明確にする。  
1 問題の所在  
本問のBの請求は、11台・1100万円分の機械の売買契約(民法555条、以下条数のみを示す)から生ずる、代金債権に基づくものである。しかし、この契約は、1台・100万円分の機械の売買契約を締結する意思を有していたAが、誤認による表示行為に基づいて締結したものである。  
このとき、AB間で機械11台・代金1100万円という意思表示の内容が合致しており(522条1項)、問内容の売買契約が成立するといえるのか(問1)、また、仮に成立するとして、錯誤(95条1項)を理由に意思表示の取り消しうるものとなり、取消の結果、同契約は消滅しないか(問2)、以下、検討していく。  
2 問1: 意思表示の解釈・錯誤の法的解釈  
まず、Aの意思表示について、表示行為と内心の意思が不一致である場合、その意思表示の内容をいかに解釈すべきかが問題となる。この問題については、内心の意思に従って意思表示の内容が解釈されると相手方の信頼が寄与されるし、自ら誤った表示行為をしている表意者はその不利益を甘受すべきといえる。したがって、意思表示の内容は、原則として表意者の内心とは無関係に、表示行為の客観的な解釈により決せられると解される。ただし、両当事者がそれと異なる内容の、共通の内心の意思を有していた場合は、別である。  
そして、その結果として意思表示が効果意思を欠くこととなる場合も、原則的にその意思表示は有効であり、別な錯誤(95条1項1号)などの問題が生ずるに留意する。  
本問では、Aの表示行為は、客観的には機械11台・代金1100万円の意味とししか解できない。そして、これと異なる内容の内心の意思を

**読者から見て!**  
問1 95条について、その条文の文言を、どのように解釈しているのかが明瞭な答案です。いろいろな論点と型が示されていますが、民法では条文の文言が出发点となりますので、そのことを意識した丁寧な記述を心がけたいです。

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。



BOOK INFORMATION